

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻64号 93/6 (1部100円) 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL 0797(32)1131
市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 / 7月20日(火) AM10~12 小林証人再反対尋問 (芦屋市役所東分庁舎2F)

配転の本人特定理由がすべて崩れる 指導員への異動根拠をまたもや示せず

市芦救援会事務局

去る四月一六日、村田弁護士により深沢先生の配転に関して、小林元管理部長(現総務部長)に対する反対尋問の続きが行なわれました。教育研究所への配転に深沢先生を特定した理由について、「コンピュータ関係の充実」と証言しましたが、市芦教員の中で情報処理指導の公認資格を有する適任者が他にいた点など追及されると、「知識がなくても業務を遂行できる能力がある」と見なした」と証言。強配する教師を先に決め、配転理由を後からこじつけようとする醜態を浮きぼりにしました。

また、指導員身分について重大な証言を引き出しました。まず指導員の資格をめぐる「教員免許が必要」と証言しましたが、指導主事との差はないと従前主張してきたため、「免許は不必要」とすぐ訂正する有様でした。さらには、「指導員は教職員でない」「職名変更により教諭にできる」と証言。市の規則では「教職員でない者を教職員に任用するのは採用」とあることとの矛盾をきびしく追及しました。教諭から指導員への異動について証言しえず、当局で検討した結果、転職と証言してきた経過があり、審査長からも「証言にくい違いがある」と質されました。処分根拠を示せぬ当局の違法不当性が明白にされました。五月二四日の処分者側再尋問でも指導員身分をめぐる証言の確定をさせており、処分根拠を示せぬ当局の矛盾は覆い隠しようもありません。七月の再反対尋問は小林証人への最後の尋問です。証人追及に前回同様多数の傍聴参加をお願いします。

も / く / じ

第49回公開口頭審理報告

- 教諭を指導員に異動した法的根拠を示せず市規則との矛盾に証人またもや証言拒否 2
- 「時短」ならぬ「時長」の攻撃に全教職員で抗議 市芦分会 7
- ベンポスタサーカスの案内 6 / 7・5 護憲芦屋市民集会の案内 8
- 活動日誌 6 / 夏季一時金カンパのお願い 6

■第四九回公開口頭審理報告

教諭を指導員に異動した法的根拠を示せず
市規則との矛盾に証人または証言拒否

市芦救援会事務局

なんでもありの本人特定理由

村田 弁護士(以下、村田と略)前回に続き、六三年に深沢先生が教育研究所に配転された件について、市芦高校の理科の先生の中から深沢先生を選ばれた理由は、コンピューター関係が充実させるのに深沢先生が適任であったと伺っていいんでしょうか。

小林 証人(以下、小林と略)それもあつたと思いますけど。

村田 前回までに、在職年数、経験、年令構成など言われてましたが、特に深沢先生に差があるとは思えませんが、それ以外にも選ばれた理由は何かありますか。

小林 いろんな要素を考えて決めた。

村田 総合判断と言われるんですね。

小林 そうです。

村田 コンピューターの知識について前田校長から聞いたことがあるんですか。

小林 聞いていたと思います。

村田 どういう答えだったんですか。

小林 特に覚えてません。

村田 深沢先生を選んだ理由の一つだから、何か印象に残ってるでしょう。

小林 いや、深沢先生が特別にコンピューターの知識を持っているということではなかったと思います。そういうことについて十分業務を遂行できる能力があるという観点から考えたんだと思いますけど。

傍聴者(以下、傍と略)何でもありやねんな。

村田 他に、特にコンピューター関係で知識がある方のことは。

小林 非常に熱心な方がいるという話は聞いたことがあります。

村田 どなたですか。

小林 覚えてません。

傍 都合悪かったらそれやな!

村田 兵庫県研修所で情報処理の研修講座があり、市教委から受講させていることは。

小林 あつたかも知れません。

証言につまれば「総合的」裁量

村田 まず、市芦の先生の中で、先ほどの県の研修講座を受けた先生が三人いますか。

小林 覚えてません。

村田 数学の星野先生、英語の奈良先生、理科の四方先生の三名のようですが。

小林 覚えてません。

村田 生物の四方先生は中級教育工学指導員という公の資格も持ってますが、人事記録にあるでしょう。

小林 わかりません。

村田 他方、深沢先生は当時コンピューターの教育現場への豊富な導入には、管理教育の強化として反対してたようですが。

小林 特に校長からは聞いてません。

村田 コンピューターに入っていると教育研究所へ配転したという理由は本当ですか。

小林 研究所に来られてから講座を受けられますし、何も事前に受けた者の中から選ばないかんということにはならへんと思つてます。

傍 だったら、人選で何を検討したんや!

村田 在職年数、年令、コンピューターの知識、関心から言うと、二人おられる生物の四方先生が一番処分者側のいう条件に合うと思つてますが。

小林 いろんな状況を判断して総合的に判断

をしたということですから。

村田 人選の要素をいくつか言われるから、それが妥当な要素かどうかを反論してるわけで、何も四方先生が行くべきだったと言ってるわけじゃないですよ。他に深沢さんを選んだ理由はこれまで以外にありますか。

小林 総合的にとりくんで言うてるわけで、四方先生とか深沢先生とかの中から、この人にと決めたので、それ以上言えません。

強配するためには業務内容も点検なし

村田 教育研究所について、六三年当時は、小林 教育委員会の中にありました。

村田 平成二年から打出教育文化センターになったんですね。

小林 はい。

村田 当時の研究所の活動内容を簡単に。

小林 教職員の研修、教育研究所独自の調査、研究とか。

村田 当時の研究所の専属スタッフは、小林 二人だったと。

村田 深沢先生の増員は、もっぱら四〇周年記念誌の編集ですか。

小林 いや、そんなことはなくて、誰かにと。

村田 研究所からの要請はありましたか。

小林 思い出しませんね。

村田 六三年に特にコンピューター教育に関

する予定があつたのですか。

小林 力を入れていくという流れの中でスタッフを充実させると。

村田 この四〇周年記念誌の中の六三年度には、そういうことは一言も触れてませんが。

小林 全体のバランスの中の記載でそうなつてると思う。

村田 処分者側答弁書の中には、教育工学の研究とか、パソコン導入とかいろいろ具体的に書かれてるんですよ。

小林 教育研究所がどうやっていくかを決めることで、事前に私が構想を一つ持ってたということじゃありません。

傍 じゃあ、なんで増員したんや! 役所は人の増員はきびしく業務内容をチェックして決めるんがちがうんか!

村田 あなたの方が一名増員しコンピューター教育の充実と主張してるんですよ。だったら、行った後で考えて下さいということじゃないに、このために一名いる、深沢先生が必要ということでは人選するんですよ。

小林 人選して配置した後は、研究所で構想をまとめていくのは当然だと思つてますけど。

村田 どんな業務に必要でということではなかったら、選びようがないではないですか。

小林 私は期待して配置したということでは業務の増大内容を知らんと増員したと言ふんか! そんなにやさしい言葉聞いたこと

ないな。市芦も期待して教師戻せよ!

理科教員ならコンピューターができる

村田 あなたは具体的に深沢先生が教育研究所でどういう業務をするかということも期待して行つてもらふんか、ということまでは頭になかつたわけですか。

小林 ……

村田 六三年三月まで、教育工学の担当は指導主事の村上さんではなかつたですか。

小林 特に覚えてませんが、

傍 市芦に送りこんだやろ! 忘れる筈ない!

村田 もともとは社会科の先生ですね。

小林 ですかね。

村田 あなたは理科の先生だからコンピューターの知識があるといわれてましたが。

小林 本人の能力と努力と意欲だと思つてますけど。社会科の先生でも出来るんやから、理科の先生やつたらもっと出来るんと違うか、と一般的には思つてますけど。

傍 (爆笑)それをへ理屈というんや!

配転理由の業務予定はウソ

村田 四〇周年記念誌について、編集の責任部局はどこでしたか。

小林 六三年四月に福祉にかわつたので知り

ません。

村田 四〇周年記念誌をしてもらうつもりで行ったとの証言なので、ご存知では。小林 その時はそう思っていましたから。

村田 管理部長が責任ですね。編集はいつから。小林 六三年四月以降だったと思います。

村田 甲第二二〇号証を示します。四〇周年記念誌作成経過覚書で、打出教育文化センターが作成。これでは平成元年五月から編集作業に入っていて、深沢先生が配転された六三年には全くそういう動きはなかったようですが。小林 いや、六三年に準備期間もあったんだと思います。

村田 六三年度中に具体的な作業予定があった配転したのかどうかを聞いてるんですよ。小林 勿論予定して、誰ということじゃなく教育研究所でその業務をやったと。

村田 それ以上のことは分かりませんか。小林 はい。

教育研究所もいつのまにか社会教育機関

村田 深沢先生が教育研究所でどういうことをやるかということは、配転を決めた当時はあなたにわかってたんですか。

小林 それは所長の権限の範囲内でやられるわけですから、そこまで私は知りません。

村田 すると、深沢先生はどうして指導員と

いうことになったんですか。

小林 いわゆる学校教育以外の社会教育の分野についてもいろいろ携っていたかと。

村田 しかし、学校現場にコンピューターを導入するとかでしょう。これまでの話と矛盾するんじゃないかと思って聞いてるんですが。小林 いや、矛盾はしないと思いますけど。

村田 もっぱら学校教育に関する職務をするというのであれば、指導員ではないでしょう。小林 学校教育でない分野もいろいろある。

村田 しかし、あなたはそこらも考えて、研究所の仕事が何か、というのを分からないでやったわけでしょう。

小林 学校教育だけでなしに、社会教育のいろいろ広い分野で研究を行うという研究所であるわけですから。

指導員に教員免許がいる、いやいらん

村田 指導員になるためには何か資格が必要ですか。

小林 いや、ないと思いますけど。

村田 教員免許の所持者でなくてもいいわけですね。

小林 ・いや、ちょっと分かりませんね。

村田 はっきりして下さい、そこは重要なところですよ。指導員になる要件はありますか。小林 ・教職に携っている人ということに

なりませんね。

村田 どこにそんなこと書いてあるんですか。小林 書いてあるというよりも、指導員というのは、指導主事の学校教育に携るといっただけでなしに、社会教育という分野でやっていたということ、教員免許を持った方に指導員という名称が付されてますから。

村田 それはこれまでに指導員になった方がたまたま教員免許もった方ばかりだったからでしょう。指導員一般としての資格要件は。小林 指導主事と同じです。

村田 指導員は教員免許がいるんですか。小林 いや、指導主事の場合も別に教員であることが必須条件ではありませんので、教育に関する識見、専門的知識を有する方を採用できます。

村田 はっきりして下さいよ、答えが変わってきたじゃないですか。結論とすると教員免許の所持者でなくてよいということでしょう。小林 なくてもよいと。

身分・職名・給料表は出たとご勝負

村田 指導員は教育職ですか、行政職ですか。小林 職名の分類では事務職員になります。

村田 現実に指導員になってる方は教育職というふうにいわれてますね。

小林 いわゆる教員の身分を有する方と。

村田 将来教員の資格を有してない方が指導員になり得ると思いますが、その方は行政職ということになるんですか。

小林 その時の採用の条件によると。

村田 例えばどういふことですか。処分者側代理人(以下、寺内と略)仮定の話で、現実になってみないとわからないんで、質問として適切じゃないというのが異議理由なんです。

傍 そんなこと決めてない役所であるんか! 村田 教員資格がない指導員は行政職になるんじゃないですかと聞いてるんです。いろいろあるとおっしゃってますが。

小林 そういう方は給料表の適用も必ずしも教育職給料表の適用になるかどうか分からないと思いますので。傍 まず身分があって給料表が決まるんやないか! 今まで逆ばかり言ううとったやろ!

市の規則になくても勝手に解釈

村田 深沢先生は学校現場に戻れるんですか。小林 市芦高校の勤務を命じられると思う。

村田 甲第二二一号証(芦屋市公立学校教職員に対する人事異動通知書及び懲戒処分書に関する規則)、2条に教職員の定義が、「職名が校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手の職員をいう」

と書いてますね。

小林 はい。村田 すると、指導員は教職員ではないと。小林 はい。

村田 次に、採用のところ、「現任教職員でないものを教職員に任用することおよび現に校長又は園長でない教職員を校園長に任用すること」とあります。すると、指導員を先生に戻すというのは、採用ということになるのではないですか。小林 えっ、どうですって。

村田 新たに採用という手続きが必要になるんじゃないんでしょうか。

小林 そうは思いませんけど。

村田 この規定との関連は。小林 元々教員の免許を持っておられるわけですから、指導員から教員に戻すということ

で配置換することになるんじゃないかと思う。村田 そんな規定どこにもないでしょう。

小林 職名変更をすれば教職員ということになりますから。

異動根拠の証言をまたもや翻す

在間弁護士(以下、在間と略)先ほどの、指導員を教諭にされるという異動は何ですか。小林 ちょっと今お答えできませんね。

傍 そんなええかげんな話であるか!

在間 職名変更という人事異動は何ですかと聞いてるんですよ。まさに教職員でない者を教職員にすることじゃないですか。

小林 職名でいうたらそうですけど。

在間 それをちょっと違えますね。小林 何が採用ということになるでしょう。

在間 小林独りじゃありませんか。小林 いわゆる事務職員からその教職員で職名が教諭である職に変更することだと思っ

在間 それはまさに教職員でない者を教職員に任用することでしょう。小林 それは違うと思う。

在間 基本的に大事なことが分かりませんか。小林 わからないのはなしに、書面で教育委員会に聞いて下さい。私はよう答えません。

寺内 答えは同じで、重複尋問ですから。在間 そしたら代理人言っして下さいよ。傍 さあ寺内君! 答えられるかなあ。

寺内 いわゆるこの規則の解釈で、証人は個人として意見を言って、定義云々に関しては教育委員会に聞いてほしいと言ってるんですよ。傍 やっぱり答えられへんねんから黙っとけ。

くるくる変わる証言に審査長もあきれ顔

審査長 私どももよくわかりませんが、教諭を指導員にすることは職名変更になるんでしょうか。そうだとすればその逆も職名変更と

いうことになりませんが、ということですか。小林 と思いますが、私も過去いろいろ証言してますから、その辺今すぐはつきり分からん面もありますので、教育委員会に聞いていただくのが一番いいやないかと。

傍 配転しといて分らんなんて言う言えな！ さんさん考えて転職と答えたんは誰や。在間 あなたは前回にはそれを転職と答えられたんですよ。それを今日は職名変更とおっしゃるんですか。

小林 ええ。在間 どうなんですか。小林 それはそうかも知れませんが、ちょっと今よく思い出しませんので。

審査長 前の時も呼び方についていろいろ食い違いがあったと思うんですが、職名変更というのか、転職というのか、それは差異があるのは確かです。前回のとは。これは今回答えられませんか。

小林 はい。審査長 次回までに整理していただきましょう。それは出来ますか。

小林 いや、私よりも教育委員会の方で書面で正式な回答をもらうようにしてもらった方が私はいいと思います。余り無責任なこととは答えられませんから。傍 証言を無責任やっついいうんか！当局で検討して転職と結論出してたやないか！

ベネボスタ子ども共和国のサーカスがやって来る！

一九五六年スペインの西北部オレンセ市で、スラム育ちの一五人の少年と一人の神父の手によってベネボスタ子ども共和国は設立されました。子どもが生き生きと生きられる国であり、毎日の生活は学校と労働とサーカスで子どもたちがなにごとにも決定しています。「強いものが下に、弱いものが上に、子どもはすべてに」というメッセージは、「子どもの権利条約」のうたう「子ども最優先」の世界といえます。そのサーカスがこの夏日本に上陸します。夢を抱き、躍動感あふれた姿から生のメッセージを受けとろうではありませんか。

- ◎日時——八月二日(出)〜二九日(日)
- ◎場所——神戸ワールド記念ホール
- ◎入場料金 大人子ども同額(三才以上)
- S席 前売四〇〇〇円、当日四五〇〇円
- A席 前売三〇〇〇円、当日三五〇〇円
- S/A席とも自由席、日時指定
- ◎お問い合わせ・申込先
- ベネボスタ・サーカス関西実行委事務局
- 大阪(〇六)三七六一三九九〇
- 神戸(〇七八)三六〇一四一三

- 活動日誌〈披料〉1993.4.21〜5.31
- 4・22 七月護憲集会準備事務局会議参加。長田マダグ参加。
- 事務局会議。
- 5・6 法対会議。地労協常幹。
- 11 地労協春闘学習会。兵高教川西支部結成集会に参加。
- 17 通信No.63発送。
- 20 狭山集会・デモに参加。
- 21 共同購入実施。
- 25 第五〇回市芦公平審、兵高教県高支部をはじめ各支部・労組等多数傍聴参加。
- 28 平和台基金第七回総会に参加。市教委交渉(週休二日制問題)

夏季一時金カンパのお願い

会員の皆様方には平素より市芦反弾圧闘争に温かい御支援をいただき、誠にありがとうございます。今年には審理もいよいよ大詰めをむかえ、夏以降私達の立証に入ります。早期結審、勝利に向けて、審理闘争を大衆的に支えていくべく、カンパと会員の定期的納入をよろしくお願いたします。

振込先 郵便振替口座
神戸七二二四八八

四週八休制導入にあたり 芦屋市教委の提案

「時短」ならぬ「時長」の攻撃に 全教職員が抗議

市芦分会

声を失う逆行「提案」

きたる六月一日から、芦屋市の本庁は完全週休二日制となり、週あたりの勤務時間も現行の四二時間から四〇時間となる。それに合わせて市吉の教員の勤務時間の変更についての提案をしたとの通知を市教育委員会から受け取った。週あたり二時間減るのだから一日あたり二〇分ずつ減らす提案かと思つて交渉に出かけた分会執行部一同は、その場で提示された「提案」にあきれはて、しばらくは声も出なかった。なんと週あたりの勤務時間を四四時間に延長するというのである。具体的には、学校という場に拘束される時間をつぎのとおり変えるということである。

- 月々金 8時45〜16時23↓8時40〜17時15
 - 土 8時45〜12時45↓8時40〜12時40
- なんていうことはない。今までより五分早く来て、五二分おそくまで学校にいらつてということである。市の他の職員に比べても、県下の

他の学校に比べてもきついな勤務条件となる。全く「時短」の話が「時長」の話に化けたのだから驚きである。

勤務時間と拘束時間

この面白くない手品の種明かしをする前に、勤務時間と拘束時間の違いを確認しておきたい。現行の拘束時間は、前節で書いた通りだが、今の私たちの勤務時間は、月々金は8時30〜16時48、土曜日は8時30〜12時45となっている。これを全部合計すると45時間45分となるが、月々金はこの中に45分ずつの「休憩」を含んでいるので、その分を差し引くとちょうど42時間となる。しかし、ここで疑問が起る。いったい、45分の「休憩」はどこで保障されているのだろうか？

本庁の職員なら休憩時間はまったく自由に使うことができる。しかし、教員は全員一斉に学校を離れたら、職員室を締め切つて何が起ころうと知らぬ顔を決め込んだりすること

はできない。言うまでもなく生徒がいるからである。12時40〜13時15の昼休みは休憩ということになっているが、現実には生徒の対応などで休める時間でないことは、教員なら誰でも分かることである。それにしてもこの「休憩」時間は35分しかない。残りの10分はどこにいったのだろうか？

授業のとき以外は遊んでいる？

ここで、勤務時間の枠外に設定された「休憩」とは別に勤務時間内に「休息」という時間が午前と午後15分ずつ設定されていることを知っておかなくてはならない。現行では午前の休息は、毎日の勤務時間の最初に設定され、午後の休息は残り10分の「休憩」とあわせて勤務時間の最後に設定されている。休憩も休息も全員が一斉にとるべきもので、学校という場ではそれは不可能なので、前後に設定することになる。それならば、「昼休み」の35分間も実際には休めないのだから、最後に回して当然だと組合は主張してきたが、市教委はこれまで頑として首を縦に振らなかった。そして今回は、休憩や休息を前後に回すことすら認めず、個々ばらばらに授業の「空き時間」に取れというのである。どうも、私たちは授業のとき以外は遊んでいると思われたいらしい。教育現場を知らない者の言

い分としか思えない。勤務時間＝拘束時間という等式は数学的にもおかしい。

教員は研修をしなくてもよござん。

私たちが毎週四四時間働くとする、一年は三六五÷七÷五二週として計算するので、週四〇時間働く本庁職員より年間二〇八時間余計働くことになる。ただし、第二土曜日の休みが年間四八時間分あるので、それを差し引いた一六〇時間分、つまり二〇日分の休みを与えれば平等だろうというのが向こうの理屈である。その分を市教委は、一八日を三季休業中(春・夏・冬休み)、一日を創立記念日、一日をその他の日にとればいいと、恩着せがましく言ってきた。三季休業はあくまで「研修」の期間であるはずである。休みではないのだと強調してきたのは教委の側ではないか! 「研修」は教育にとって「授業」と同様不可欠のものであり、削るべきものではないことも同様である。市教委の主張は、教員は研修をしなくてもいいと言っているのと同じであり、ここでも教育活動に対する無知をさらけだしていると言いか言いようがない。

全教職員で市教委に抗議しよう!

市教委の諸君が己の無知を悟るには、一度

市芦の教壇に立つ必要がある。そうすれば、市芦の生徒たちとの接し方をようやく身に付けた若手教員がつきつきと市芦を去っていく理由も分かるというものである。市芦の生徒がいやでやめていくわけではない。市芦は他校にはない充実感もある学校である。しかし、その努力に対する評価を市教委がまったくせず、給与の面でも勤務条件の面でも他校にくらべ余りにも劣悪だからやめていくのである。

当然のことながら分会執行部は今回の「提案」を一蹴した。組合は、それが単に組合の意思であるのみならず、全教職員の意思でもあることを示すべく、二〇日ごろ予定される次の交渉までに全教職員を対象に抗議の署名を集める予定である。そして、これ以上の横暴を許さないために、あらためて私たちの組合への結集を呼び掛けたい。

一九九三・五・一一 兵高教市芦分会
その後、五月二十八日に交渉が行なわれたが、市教委は問題点を何ら検討せずに、「国・県にあわせた」と居直るのみで継続交渉中である。そのため市芦の教員だけが六月以降も勤務時間は従来そのままできている。

活かそう憲法。

くらしの中に。

市民の集いへのご案内

いま心ある人ほど政治に絶望し、政治に背を向けているのかもしれない。しかし無関心を装ったりアキラメが大きくなければならぬ。改憲の速度が早まることは明白です。憲法を守るべき権力側が、「国際貢献」の名のもとに平気で憲法を無視し空洞化できるのは私たち自身の力不足の反映でもあります。

なかまの皆さん! 権力の暴走を防ぎ、彼らに憲法を守らせる力は私たち以外にありません。これ以上権力の思いのままになれば、私たちの生存権もあぶなくなります。まず私たちの住んでいるところから、生活のなかに憲法を活かす大きなうねりをつくりだしましょう。

この「集い」の趣旨は三つあります。

第一に、知ろう憲法! 何よりも憲法の理念と条項をまなび、いまいちど憲法を私たちのものにすることです。

第二に、活かそう憲法! 権力にこの憲法をつきつけて守らせ、同時に私たちの生活や職場を守るトリデとして憲法を活かすことです。

第三に、広げよう憲法! 知り、活かし、そして広げましょう。

事務局連絡先 芦屋市伊勢町12-27 佐治孝典

〇七九七(三二)六四四一

日時 七月五日(月)午後六時から

場所 芦屋ルナホール

内容 記念講演「憲法をくらしの中に」

講師 土井たか子